

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和5年11月24日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 山本 欽久
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也
委員 瀬崎 伸一
委員 尾崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和5年11月29日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 おはようございます。総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和5年11月29日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。
まず提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第25号から議案第31号までが補正予算議案で7件、議案第32号から議案第34号までが条例の一部改正議案で3件、その他の議案として議案第35号1件の合計11件のほうを提出をさせていただきます。

また、追加議案といたしまして、12月18日会議の表決の日になりますが、補正予算議案（第7号）1件と条例改正議案2件の合計3件のほうを予定をしております。

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の概要のほうをご覧ください。

令和5年度一般会計補正予算（第6号）につきましては、過年度国庫支出金等返還金で1億325万9,000円、住民基本台帳事務経費で741万8,000円、介護予防・地域支え合い事業で140万円、子ども医療費支給事業で560万円、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業で431万円、観光基本計画推進事業で303万円、消防車両等整備経費で71万3,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は134億2,700万円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業で1,703万5,000円、定期航路事業で5,000万円を計上し、補正後の特別会計予算額は73億2,000万7,000円となります。

また、企業会計におきまして水道事業で772万6,000円を計上し、補正後の企業会計予算額は17億447万6,000円となります。

それでは、主な内容について説明のほうをさせていただきますが、なお人事異動等に伴うもの、物価高騰等の影響による不足に対する補正などの説明のほうは省略させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、5ページをお開きください。

このたびの補正では、人事異動に伴う人件費の補正と合わせまして人事院勧告に基づく職員の給料表及び諸手当について増額補正のほうを行っております。

主な給与会計の内容は、行政職給料表等の改定では、平均で全体で1.47%のアップというふうになっております。期末勤勉手当の支給月数では0.1月の引上げとなります。初任給調整手当の月額が41万5,600円に引き上げられます。これは医療職の診療所の先生がこれに該当します。

なお、それぞれの適用月日につきましては、中段に記載のとおりでございます。

それでは、6ページのほうをご覧ください。

下段のほうの給与等管理業務といたしまして5,647万4,000円を計上しております。人事異動等に伴う人件費のほか、普通退職等が3名分ということで、退職手当と時間外勤務手当を補正しております。また、会計年度任用職員の産前産後休暇の取得に伴う費用について補正のほうを行っております。

次、7ページの下段をお願いします。

庁舎等維持管理業務では210万1,000円を計上しております。議場の蛍光器具を更新したところ、高濃度のPCBが含まれていることが判明したことから、その処理及び収集運搬に係る費用について補正をいたしております。

次に、8ページをお願いします。8ページ上段です。

積立金（基金）では4,200万円を減額計上しております。翌年度の退職予定者のうち2名が今年度に退職することから、職員退職手当基金への積立金を減額補正するものでございます。

続きまして、10ページの上段のほうをお願いします。

過年度国庫支出金等返還金では1億325万9,000円を計上しております。令和4年度実績に基づきまして国庫支出金等の精算に伴う償還金の補正のほうを行っております。

次に、下段の戸籍事務でございます。318万6,000円を計上しております。これにつきましては、人件費等のほか、戸籍システムの改修に係る費用のほうを補正しております。

次に、11ページ上段をお願いします。

住民基本台帳の事務では741万8,000円を計上しております。住民票及びマイナンバーカードにおきまして氏名の振り仮名及びローマ字表記のほうを行うため、住民基本台帳システムの改修に係る費用のほうを補正しております。

次に、14ページまで飛んでください。14ページ下段をお願いします。

介護予防・地域支え合い事業では140万円を計上しております。配食サービスにおきまして調理、食事に困難を抱える高齢者が当初の見込みより増加していることから、必要な経費を補正するものでございます。

次に、15ページ上段をお願いします。

子ども医療費公費負担事業では560万円を計上しております。感染症等に罹患する子供が当初の見込みより増加しましたことから、扶助費のほうを補正しております。

続きまして、17ページをお願いします。17ページ下段になります。

低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業では431万円を計上しております。令和5年度の6月補正におきまして計上した低所得ひとり親世帯への生活応援給付金を追加で支給するための費用のほうを補正をしているものでございます。

次に、18ページをお願いします。上段になります。

生活扶助費でございますが、574万2,000円を計上しております。生活保護受給者が当初の見込みより増加しましたことから、補正をするものでございます。

続きまして、21ページをお願いします。21ページ下段のほうです。

加茂川井堰等農事用水路管理業務では、129万4,000円を計上しております。大井井堰におきましてゴム袋体上に土砂が堆積していますことから、その撤去に係る費用について補正をするものでございます。

次に、23ページの下段のほうをお願いします。

多様な旅行者の受入推進事業では303万円を計上しております。フランスにおける知名度の向上と観光誘客を図るための海女文化や鳥羽うみ文化のプロモーションを実施する費用を補正をするものでございます。

続きまして、28ページまで飛んでください。28ページの上段をお願いします。

消防庁舎整備事業では210万6,000円を計上しております。消防庁舎主訓練棟建設工事におきまして配置設備の見直し等を行うため、修正設計の業務に係る費用のほうを補正しております。

次は、31ページの下段をお願いします。

定期航路事業特別会計繰出金では5,000万円を計上しております。人事異動等に伴う人件費のほか、不足が見込まれます燃料費等につきまして定期航路事業特別会計への繰出金を補正しております。

次に、32ページにつきましては、繰越明許の設定の関係となっています。

次に、33ページから34ページにつきましては、債務負担行為の設定と限度額の補正につきましても説明となっております。

次に、36ページをお願いします。36ページ下段です。

国民健康保険事業特別会計におけます過年度国庫支出金等の返還金としまして1,179万5,000円を計上しております。令和4年度以前に交付された保険給付費等交付金及び災害等臨時特例補助金等につきまして精算に伴う償還金のほうを補正しております。

次に、37ページ上段です。

これは介護保険事業の特別会計でございます。総務給与等管理費で607万1,000円を計上しております。これは人事異動に伴う人件費のほか、介護保険システムの改修を行うための費用につきまして補正を行うものでございます。

次に、下段のほうです。こちらにつきましては過年度国庫支出金等返還金としまして1,166万9,000円を計上しております。令和4年度実績に基づきまして、国庫支出金等の精算に伴う償還金を補正しております。

次に、39ページの下段です。

定期航路事業特別会計の船舶運行経費で2,047万2,000円を計上しております。燃料費の不足が見込まれる費用と空調機や発電機等の故障、また船舶法定検査に係る費用などで不足が見込まれますことから、修繕費の補正を行っております。

一般会計の部分と特別会計は以上でございます。

続きまして、水道事業会計のほうの概要のほうをご覧ください。

水道事業会計の補正につきましては、一般会計補正と同様なのですが、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正をしますほか、令和5年度の建設改良工事における繰越等による支払額が当初より下回る見込みであることから、その消費税額と地方消費税額を補正するものでございます。補正額は617万3,000円となっております。

予算関係は以上でございます。

続きまして、令和5年度の11月29日会議の議案概要のほうを、資料のほうを1枚めくってもらった概要

のほうをご覧ください。よろしいですか。

それでは、議案第32号でございます。これからは条例議案になります。

鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告に基づきまして本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げますとともに、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化するための所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、初任給調整手当の月額を改定します。これは先ほども申し上げました診療所の医師の関係です。改定前が41万4,800円、改定後が41万5,600円になります。

次に、初任給ははじめ若年層に重点を置いた改定となっております、改定率を通減させる形で行政職給料表及び医療職給料表の全体を引き上げる改定となっております。これも先ほど申し上げました平均改定率が1.47%となっております。

参考に初任給引上額は、そこの3段に書いてあるとおりでございます。

それから、期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げですが、改定前は年間4.4月分となっております、改定後につきましては年間4.5月分ということで、0.1月上がる形になっております。

また、条例の改正の第1条では、令和5年度12月期の期末勤勉手当の支給率についての引上げの改正、第2条におきましては、令和6年4月以降の期末勤勉手当の支給率を平準化する改正となっております。

資料の次のページの下段のほうになりますが、施行期日につきましては、第1条の部分については、公布の日から施行する、第2条につきましては、令和6年4月1日から施行というふうになっております。

次に、一番下です。議案第33号でございます。鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次のページにいらって、主な内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う引用条項及び手当名称の整理というふうになっております。引用条項につきましては、第44条という部分を第26条の8というふうに、手当名称につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当という名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当というふうに変更をするものでございます。

また、大規模災害からの復興に関する法律の規定によりまして派遣された職員を追加をしております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するという形になっています。

次に、議案第34号 鳥羽市火災予防条例の一部改正についてでございます。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、規制の対象となる蓄電池設備について蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分するほか、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を使用した火気設備の隔離距離の見直し等に伴い、関係条項の整備を行うものでございます。

施行期日は令和6年1月1日から施行ということでございます。

続きまして、議案第35号 指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）でございます。

長岡診療所の指定管理者を指定したく、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、東京都千代田区で公益社団法人地域医療振興協会で、理事長は吉新通康さんでございます。

指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までというふうになっております。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 おはようございます。

私から12月会議の日程についてご説明いたします。

11月29日の会議に上程されます議案につきましては、先ほど総務課長からご説明のありましたとおり、予算議案7件、条例議案3件、その他議案1件の合計11件でございます。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。配付させていただいております会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、11月29日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に、議案第25号から議案第35号の11件を一括議題とし、提案者の趣旨説明をいただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は11人となっておりますので、12月5日火曜日に4人、6日に同じく4人、7日に3人の方に一般質問を行っていただきたいと思っております。

続きまして、12月8日に会議録署名議員の指名の後、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。各常任委員会の日程につきましては、12月11日に行政常任委員会を開催し、議案第32号 鳥羽市職員給与条例の一部改正についてはほか4議案について審査をいただきます。

予算決算常任委員会につきましては、12月12日10時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を行っていただきたいと考えております。

12月18日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行った後、追加議案を審査していただいた後、解散したいと考えております。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについてご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 追加議案につきましては、先ほど少し総務課長からご説明をいただいたところなのですが、12月18日月曜日のさきに上程されました議案の表決の次に議案第36号 令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）ほか2議案を一括上程し、提案者の趣旨説明を行っていただき、議案に対する質疑、その後、各常任委員会に付託し、行政常任委員会、予算決算常任委員会を開催したいと思います。その後、議場におきまして各常任委員長の報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行い、解散にしたいと考えております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについてご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについては、そのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

（午前10時22分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年11月24日

議会運営委員長 坂 倉 広 子